

1 農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料の免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

家族農業従事者やパートなどで農業に従事されている方も加入できます。



2 保険料は自分で選べ、いつでも見直してきます

保険料は月額2万円から6万7千円まで千円単位で選べ、経営の状況に合わせていつでも見直してきます。



3 税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の節税（支払った保険料の15～30%程度）になります。

また、農業者年金基金の保険料運用収益は非課税となり、将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。



info 03 農業者年金

しっかり積み立てて、安心して豊かな老後を!!

農業者年金は、少子高齢時代に強い積立方式（確定拠出型）の終身年金で80歳までの保証付きです。また、一定の条件を満たす方は、保険料の国庫補助も受けられる大変有利な制度です。加入条件を満たす方は、ぜひ検討ください。

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（月額400円）への加入も必要です。

※制度の詳細については、農業者年金基金ホームページ（<http://www.nounen.go.jp>）をご覧ください。

- 加入手続 農業協同組合の窓口
- 相談 農業委員会事務局（☎73-2138）、農業協同組合、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員

info 04 「就農・営農」相談ください!

市では、就農・営農に関する相談窓口を開設し、希望者の状況に合わせた就農プランなどを提案しています。

就農・営農にかかる主な支援は以下のとおりですので、まずは気軽に相談ください。

	フロンティア農業者育成事業補助金
対象者	県や国の定めた施設で研修を受ける方（概ね50歳未満）
研修先および補助額	秋田県農業試験場/月額10万円 秋田県果樹試験場/月額7万5千円
研修期間	令和3年4月から2年間
<small>※令和3年度研修の申し込みは、10月2日(金)まで。 ※農業次世代人材投資資金（準備型）を活用できる場合があります。</small>	

	農業次世代人材投資資金（経営開始型）	ミドル就農者経営確立支援事業給付金
対象者	50歳未満で独立・自営就農する方	50歳以上60歳未満で独立・自営就農する方
給付額	最大150万円	最大120万円
給付期間	最長5年間	最長3年間
<small>※令和3年度事業の活用希望は、11月末までに意思表示。 ※給付決定後の就農状況が要件を満たしていないときは、給付の中止または返還を求める場合があります。</small>		

農業夢プラン事業	
対象事業	戦略作物の産地拡大や経営の複合化、6次産業化への発展等により付加価値の創出が期待できる取組
補助対象	管理機や防除機等の農業機械導入、パイプハウス等の農業施設導入、家畜導入、野菜や果樹等の改植等
対象者	認定農業者、認定就農者など
補助率	税抜事業費の2分の1以内（千円未満切捨て）
事業要件	事業実施後の販売額が、受けた県補助金額の1.2倍以上増加すること。（認定就農者は2分の1以上）
留意事項	▷事業実施年度から3年間の報告義務があります。 ▷夢プラン事業申請内容と農業経営改善計画の内容は、整合性をとってください。 （※事業要件は変更される場合があります）
<small>※メニュー毎に対象品目や補助対象、補助額の上限や下限が異なります。</small>	

各事業毎に要件などが詳細に定められています。詳しくは下記まで問い合わせください。

問 農林課農業振興班（☎72-0631）